

会議録

令和4年第3回更別村議会定例会

第4日（令和4年9月20日）

◎議事日程（第4日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第61号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件
- 第 4 議案第62号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件
- 第 5 意見書案第10号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件
- 第 6 意見書案第11号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の件
- 第 7 村政に関する一般質問
- 第 8 議員の派遣の件
- 第 9 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（6名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		3番	小谷文子
	4番	松橋昌和		6番	安村敏博

◎欠席議員（1名）

5番 太田綱基

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	総務課長	末田晃啓
総務課参事	小寺誠	企画政策課長	本内秀明
企画政策課参事	今野雅裕	産業課長	高橋祐二
住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥	建設水道課長	佐藤成芳
保健福祉課長	新関保	子育て応援課 課長	石川亮
診療所事務長	酒井智寛	教育委員会 教育次長	小林浩二

学校給食センター所長 安部 昭彦

農業委員会
事務局 局長 川上 祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 局長 佐藤 敬貴
書 記 南 雲 美 幸

書 記 伊東 秀行

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

○議長 開会に先立ち、議員の出欠につきまして、5番、太田議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は6名であります。

定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、遠藤さん、7番、織田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事、運営等に関し、協議決定した内容について報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

第3回議会定例会の追加提出案件に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ9月20日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

追加提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、会期に変更はなく、9月21日までの10日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 議案第61号

○議長 長 日程第3、議案第61号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第61号 令和4年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ641万円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億6,544万3,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、私のほうから令和4年度更別村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

令和4年度更別村一般会計補正予算（第6号）は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ641万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億6,544万3,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明させていただきます。まずは、歳出からご説明いたします。6ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費は、794万4,000円を追加し、補正後の額を2,960万9,000円とするものでございます。説明欄（1）、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、国においてオミクロン株対応ワクチンの接種を始めるという方針を踏まえ、体制を整えるために必要な経費を追加するものでございます。村民への周知、電話回線の増設のほか、ワクチンを注射器に充填することができる薬剤師などに関する経費でございます。7ページをお開き願います。（2）、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、ワクチン接種に関する委託料について追加するものでございます。

目4診療所費は、189万8,000円を減額し、補正後の額を1億2,034万1,000円とするものでございます。説明欄（1）、特別会計（診療施設勘定）繰出金は、歳入歳出の均衡を図るためでございます。

款7商工費、項1商工費、目3観光費は、36万4,000円を追加し、補正後の額を3,081万5,000円とするものでございます。説明欄（1）、情報拠点施設維持管理経費は、道の駅で使用しております製氷機が故障したため、新たに製氷機を購入するために必要な経費を追加するものでございます。故障しました製氷機は長年使用しており、現在の規格に合わず、修理もできないため、新たに購入し、古い製氷機を廃棄するものでございます。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。5ページをお開き願います。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は、554万4,000円を追加し、補正後の額を1,195万4,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしましたが、新型コロナウイルスワクチン接種に関する国庫負担金でございます。

項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金は、240万円を追加し、補正後の額を634万3,000円とするものでございます。こちらにつきましても新型コロナウイルスワクチン接種に必要な体制を確保するための国庫補助金でございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、153万4,000円を減額し、補

正後の額を1億4,513万1,000円とするものでございます。歳入歳出の調整によるものでございます。

令和4年度更別村一般会計補正予算(第6号)の説明は以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第61号 令和4年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第62号

○議 長 日程第4、議案第62号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第62号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条といたしまして、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,491万7,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1総務費は、197万9,000円を増額し、補正後の予算額を2億8,912万7,000円とするものであります。項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、フルタイム会計年度任用職員給与等、職員手当等は医療事務員の時間外勤務手当の支出見込額の増によるものであります。共済費は、職員手当の増加に伴い、支出見込額が増となるものであります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きください。款1診療収入は、387万7,000円を増額し、補正後の予算額を1億8,311万3,000円とするものであります。

項3 その他の診療収入、目1 諸検査等収入、説明欄にまいりまして、各種予防接種診断料は新型コロナのオミクロン株対応ワクチンの接種などを見込み、増額するものであります。

款5 繰入金は、189万8,000円を減額し、補正後の予算額を1億4,711万4,000円とするものであります。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、説明欄にまいりまして、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれ額を調整しております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第62号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見書案第10号

○議 長 日程第5、意見書案第10号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、織田さん。

○7番織田議員 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

北海道は、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに、我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした独自性や優位性を生かしながら、持続可能な北海道の実現を目指しています。

一方、社会資本の整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千

島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えています。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあり、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算の継続的な確保が重要なことから、国において次の事項について特段の措置を講ずることを求めるため、別紙意見書を遠藤議員、小谷議員、松橋議員、太田議員、安村議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようお願い申し上げまして提案理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第10号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見書案第11号

○議 長 日程第6、意見書案第11号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 意見書案第11号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容については別紙を参照いただき、要点のみを申し上げます。

コロナ禍の長期化により農産物需要が減少し、在庫の増加と価格低迷で生産者は大変苦しい中、農作業に励んでいます。

昨年からの食料価格が上昇し、更にロシアのウクライナ侵攻による食料不足、価格高騰が

申告になり、わが国でも低所得者などの生活を直撃しています。

また、肥料や飼料など多くを輸入に依存する生産資材は、円安による価格の高騰と不足に生産者は直面しています。

そのような中、国は水田活用の直接支払交付金の見直しを進めており、交付金対象からの除外による影響が危惧されていることから、生産者を励ますとともに、生産を増やし、食料自給率を引き上げるため、次の対策を講ずることを求めるため、別紙意見書を松橋議員、安村議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げて提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第11号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

この際、午前10時半まで休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 村政に関する一般質問

○議 長 日程第7、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づき質問させていただきます。

今般は、孤独死防止に向けた共助体制の確立の必要性についてご質問させていただきた

いというふうに思っています。よろしくお願ひ申し上げます。孤独死につきましては、近年特に問題視されつつありますが、残念ながら孤独死の問題点やリスクについて社会的議論が積極的になされていないのが現状でございます。最近のデータでは、首都圏を中心に少なくとも全国で年間3万人を超えるとの推測報告があります。少子高齢化を起因とする独り暮らしや60歳を超えた人のコミュニティーの欠如、孤立化による死亡が増加要因との指摘があります。残念ながら本村での孤独死についても近年増加傾向にあり、大変憂慮される事態であると受け止めており、具体的対策の必要性を感じているところでございます。8月末の実態調査件数では、令和2年、3件、令和3年が1件、令和4年、本年でございますが、既に5件発生して、緊急事態であると考えております。特に賃貸住宅での孤独死が多くなっております。このような実態を踏まえ、本村における住民の健康、生命、生活と命をいかに守っていくか、真剣に取り組む必要があると考えます。

そこで、孤独死に対する未然防止を図る意味からも何らかの施策を講ずる必要があり、現状把握と取り組むべき方策について質問をさせていただきます。まず、村内孤独死増加の現状に鑑み、要因分析並びに実態把握と問題点並びに課題点について所見を求めたいというふうに思います。

また、孤独死の未然防止の一環として、関係機関の連携強化による組織化や地域コミュニティーの強化、住民連携による共助体制の確立が必要だと考えますが、体制整備の必要について見解を求めたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの孤独死防止に向けた共助体制確立の必要性についてのご質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

近年全国的課題となっております少子高齢化により、高齢者世帯、特に高齢者の独居世帯の増加など、支援が必要とされる方が増えてきている現状にあります。残念ながら、本村においても独り暮らしの高齢者の方が自宅でお亡くなりになる事例が発生しております。孤独死そのものにつきましては定まった定義はありませんけれども、ご家族、知人、地域や行政などの関係機関との誰とも関わりがなく、社会的に孤立している状態で独り暮らしの高齢者が誰にもみとられることなく自宅でお亡くなりになるというようなことと捉えておりますけれども、このようなことは決してあってはならないと考えております。

ご質問でご指摘の実態調査件数の実態は、いずれもご家族、知人、地域や行政など関係機関が何らかの関わりを持っておりました中でのことでありますけれども、独り暮らしの方々の見守りににつきましては大きな課題となっております。村の取組といたしましては、住民主体で活動を行う生活支援体制整備事業、ささえ愛さらべつ、村内で配送等に関わる事業者の方々との協定、異変を察知した際は村保健福祉課へ連絡してもらい高齢者見守り活動など、村内関係団体との連携による様々な共助の取組を行っております。また、今年の5月から活動しておりますコミュニティーナースは、地域の人々の暮らしの身近な存在として、毎日のうれしいや楽しいこと、心と体、健康と安心を地域の人と一緒につくって

いく活動を進めております。まずは、農村地区の高齢者、特に独り暮らしの方々を対象に訪問しております。しかし、独り暮らしの方は生活の多くの時間は一人で過ごすことが多く、急な体調の変化に対応することが困難なことが想定されております。

村では24時間365日対応の緊急通報システムを導入しておりますけれども、さらに更別村スーパービレッジ構想、特にひやくワクサービスにおける見守りサービスについて、ウェアラブルウォッチを活用して位置情報や心拍数など健康データ等計測して、異常があればご家族の方に通知可能なサービスを行う。また、スマートメーターによる自宅での家電製品の利用データにより生活状況を24時間モニタリングデータで閲覧できて、電力が使われていない場合にはご家族への通知が可能なサービスなどに取り組んでおります。しかしながら、異常を感知したときに速やかに対応できる体制が必要となりますので、ご家族や知人、住んでおられる地域の方々の一番身近な存在である行政区活動など、地域コミュニティーでの人々とのつながりを重視した体制をより充実させていくことが最も根本であり、基本であります。かつ必要不可欠であると考えております。

さらに、高齢者だけではなくて、障害者や子どもたち、子育て世代など多世代の見守りにつながる活動にもつながらなければならないと考えております。これからも100歳までわくわく、世代を超えてみんなでつながり合う幸せな地域づくりを合い言葉に、安村議員さんがおっしゃるとおり、村、関係機関の連携強化をこれまで以上に図り、地域コミュニティーのさらなる充実と住民同士の共助により、突然死や孤立、孤独死の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ただいま種々ご説明いただきましたけれども、内容的にもう少し精査しながらお話を進めさせていただきたいと思っております。孤独死、村長が今ご答弁いただきましたけれども、定義的にないと言いますけれども、基本的には孤独死、いろんなパターンがあってということで、どちらかというところ3日程度発見に要するという基本的な諸条件があるみたいでございます。

ちなみに、孤独死の現状についてということで多少、参考文献でございますけれども、述べさせていただきたいと思っております。国土交通省が令和2年1月に社会資本整備審議会分科会で示した資料によりますと、東京都の2018年での孤独死のデータでございますけれども、65歳以上が7割というデータが示されております。また、民間データによれば、孤独死に対する部分について賃貸住宅での孤独死の死因は病死が60%を超えているという報告もございます。これは、多分近年特に医療の入院の短縮化が多少起因しているのかなというところもあるでしょう。

また、一般財団法人日本少額短期保険協会の孤独死対策委員会が2021年6月、孤独死現状レポート、孤独死発見までの日数として発生から発見までの平均日数17日間、また孤独死発生から発見までの3日以内の早期発見が4割というデータを示してございます。また、

発見者の構成では、近親者、いわゆる親族、友人が39%となっております。また、職業上での関係者、賃貸であればアパートの管理会社だとか、そういうところだと思うのですが、あと社会福祉士、警察等による発見が48.9%というデータを示しております。また、その他ということで、他人ということで、あまり近親でない方の発見が11.9%という実態、事例を示しております。

これらを踏まえて総合して考えますと、発見に至るまで、どちらかという職業上での関係者が多く、どうしても発見日数が長くなってしまいう傾向が見られるのかなということでございますので、それらを踏まえた中で新たな手当て、方策を構築すべきではないかなというふうに考えているところであります。村長が今言われたように、どちらかという更別村は高齢者に対して手厚い対策を打ってはいらぬと思うのですが、高齢者という位置づけの中では、見てみますと60歳を超える方が結構亡くなっているという実態があります。少しその点も勘案しながら対策というものを講じていくべきではないかなというふうに思っております。俗に言う高齢者という一くくりになってはいますけれども、更別はどちらかという定年退職されてUターンあるいはIターンという形で更別村に帰ってこられている方結構いらっしゃいます。なおかつ単身でということで賃貸住宅にご入居されているというふうな形でございますので、それは先ほどのデータにも示したように60歳以上で、どちらかという基礎疾患、いわゆる病気を持っている方が結構多いように私も見受けられるなというふうに感じているところでございます。

ですから、今更別村がやろうとしている、どこまでちょっと確認をさせていただきまされども、高齢者の見守りということでウェアラブルウォッチ、これは計画では200台ということの導入で見守りたい。スマートメーター、これは導入というのはどちらかという電気だとか水道だとかという部分ありますけれども、これとてタイムラグがどうしても出てしまうということ。特に電気等については、今家電製品、どちらかという使っているというか、日常的に24時間使っているという方がいらっしゃいますので、全くメーターが止まるということはまずあり得ない。多少でも動いている。そうすると、水道だとか、そういう部分が該当するというわけなので、水道もどちらかというメーター管理になりますので、月1回程度の水道メーターの検針、それが可視化されてデータ化したとしても、多少何日間か不在している人は使っていないという実態もあつたりして、なかなかその点の整合性を図るのは難しいような気がしますので、それらの対策も含めて早急に何らかの対策というよりも対応が必要でないかなというふうに考えているところでございます。

今回またデジタル化推進における部分でスマホの貸出しも含めてということで、そういう部分も含めて整備しようとしているようでございますけれども、そこは全てが解決できるわけではない。一定の効果は期待できるけれども、なかなかそれに対しての過大評価はできないという形になろうかと思っております。また、既に実施している関係機関との連携強化、連携強化を図っているがゆえに見つけていただけるという部分、実際はあるのですけれど

も、やはりそれも何日間かたたないと、新聞が多くたまっているだとか、そういう形でないとなかなか発見しづらいという部分があります。そういう面も含めてどういうふうに解決策を図っていくのか。デジタル化だとか、そういう部分については一定の効果、関係機関との連携も含めて一定の効果が僕は期待できると思うのですけれども、もう少し手厚い対策が私は必要でないかというふうに思っていますので、その点の考え方がございましたら、補足説明いただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんおっしゃるそのものでありまして、この質問が出たときから私もちょっと、今年に入って5件ですか、多いということで、孤独死というのは定義の仕方はいろいろありますので、全く関わりのない人はおられなかったのですけれども、自分自身もちょっと分析してみました。個人情報がありますので、詳しい中身は言えませんが、亡くなられた方で70代の方が2人で80代が4人、60代が3人ということでありました。

そして、どうして発見されたのかというと、新聞配達員の方が二、三日新聞がたまっていたと、これはおかしいということで家族の方なり近所の方なりと一緒に中を確認して、そこで倒れている方を発見するということです。それとか、社協のお弁当の配達ありますよね、それがそのまま食べられずに残っていたと、これは異常があるのではないかということで、そういうところからありました。あるいは、買物一緒に行こうねといって誘っていたのだけれども、3日前から連絡が取れなくなっていて、どうもこれは打合せもできないしということでのぞいてみると亡くなっていたというような状況であります。それで、先ほど言いました安全センターといいますか、24時間の見守り体制の通報装置があるわけですが、それについても1件、安否の確認でありまして、駆けつけると亡くなられていたというようなことがありました。また、厚生病院とか協会病院とか、大きな病院で手術を受けられて帰ってきて、その後様子をちょっと見に行こうかなと思って、行ったら亡くなっていたというような状況で、孤立ということではないですけれども、発見が遅れて、突然死だとは思うのですけれども、そういうような中で、そこから今連絡を取っている。新聞配達の方々とか結構多い方々いらっしゃいます。また、近所の方とかご家族の方も心配になって、ちょっと連絡が取れないので、行ってみたらというようなことがあったのですけれども、そういうような方々から救急隊に搬送を願っております。ただ、救急隊が実際に搬送したのはお一方だけで、あとはもう既に亡くなっていたという悲しい現実が、本当に厳しい現実があったということでありました。

そういうところから鑑みますと、現在村の65歳以上の方々は992人、若干変動はありますけれども、あります。高齢者を含む世帯は679世帯で、高齢者の単身世帯が246世帯もあります。支援ハウスやコムニの里、グループホーム、シルバーハウジング等は73世帯なのですけれども、この中に含まれますか、246世帯あるということと、高齢者夫婦の世帯が170、あるいは65歳以上の親御さんと息子さん、お孫さん世帯が100世帯あるというようなところ

で非常に高齢者世帯が、安村議員さんご指摘のとおり、これは60歳以上になればもっと増えてくるのではないかというようなことを考えています。

村としては、先ほど言いましたように、安全センターをお願いして、高齢者の緊急通報機設置事業ということで、いろんな健康状態のこととか、既往症とか、救急隊が駆けつけたときにすぐに見て対応できるように、冷蔵庫に貼ってあったりというところがあったり、カードがあったり、医療情報カードがあったり、システムで通報するということがあるのですけれども、今のところ一般世帯では27世帯、シルバーハウジングでは20世帯、54世帯が固定電話なりモバイルを活用してそういう見守り等も行っております。

また、見守り活動が様々な形で行われているわけですが、高齢者SOSネットワーク事業ということが平成30年1月から、ささえ愛さらべつは皆さん御存じのように平成29年3月から、高齢者の健診後、事後訪問ということで保健師さん、栄養士さんが受診が終わった後の方、気になる方々の訪問をしたり、一般介護予防ということ、あるいは民生委員さん、ケアマネジャーさんたちの訪問によりしているのですけれども、それでもこれだけの事案が出てくるということです。確かに本当にデジタルということで今電力センサーによるライフスタイルセンシングということ、これも暮れになると配ります。いろんなサービスの形は10月から始めようというふうに思っていますけれども、電力センサー、先ほど常時電源入れているところもあるのだというような話もおっしゃるとおりです。ただ、今回の場合は家族別の家電の使用状況を1分ごとで常時取得するというので、居住者のライフスタイル、どういうときにどういう電力を使っているのかというのを統計というのですか、そういうものを取りまして、それより逸脱している異常があれば、それをご家族の方、あるいは緊急関係機関に通報するというようなことであります。

また、これは国家戦略特区のときもそうだったのですけれども、スーパーシティもそうだったのですけれども、きっかけは、農繁期で大変皆さん方忙しいときにお昼にお食事に帰ったときとか夕方帰ったときにじいちゃん、ばあちゃん倒れていたと、そこから通報したのだけれども、もっと早く発見したら、村長、もっと救急車早く来てくれるよなど、そういうことができればいいよねということがありました。予測が家族がつかない場合、倒れていて、突然死する。そういうことを防ぐには、やっぱりそういうセンサーとか、数が足りているというわけではありませんけれども、今回のあれでいろいろ血圧とか脈拍数、そういう異常が起きたときには、希望者ですけれども、ラインで家族に知らせたり、緊急につなげるというようなことを、これを10月に向けて、あと幾つかありますけれども、重要としています。

ただ、基本は、この間知事が来て、いろいろと懇談をしたのですけれども、知事の発言の中で、都会は、そういうような不便さというのですか、を技術でのみ込んでいるねと、不便さを高度な。でも、更別村は、人と人とのつながりも重視したハイブリッド型のデジタル田園都市の一つのモデルケースになるのではないかというふうに言われました。まさに的を射たお話であって、私はどんな優れたデジタル機械とか計測器が出てきても、基本

はやっぱり人のつながりです。隣近所のお互いの見守りというか、安村議員さんしょっちゅう私にお話しされますけれども、そういう行政区とか、いろんな助け合いのところをもう一度見直して再構築しないとだめだよというふうなことをこの間ずっとご指摘をされています。私も全くそのとおりであると思いますし、そこが根幹であって、人とのつながりを大切にしながら、そして見守り体制というよりもご近所の付き合いとか、日常的なそういうつながりの中で高齢者を気かけ、あるいは見守っていくというような状況を取りつつ、その上に、それでもちょっとできないところについては高度技術、デジタル化を使うということで、基本はそこにして、そこにデジタル、高度技術もつなぎ合わせるという、言ってみればハイブリット型です。そういうような形での見守り体制というのは今でも若干不足しているところあると思いますので、コロナ禍においてソーシャルディスタンスの名の下に人々が面と会ってそういうことができなくなって、やっと今できてきたところで、その部分はしっかりと認識を新たにして、再構築してやっていかなければならないというふうに、安村議員さんの今回の一般質問は、本当にこれを契機にしてより一層見守り体制の強化を図っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 見守るといっても、どう孤立化を防止してあげるかということが僕は主体でなければ駄目だなというふうに思っているのです。今種々ご説明いただきましたけれども、これからデジタル化に向けていろんな部分のフォローアップしていくという説明でございますけれども、それが基本的に住民サービスの一環としてどうなのかなという部分、やっぱり個人負担の部分も出てくるでしょうし、それよりも何よりも、連携というか、そういう連携強化が根底にあって共助体制を確立していくということが僕は最も必要でないかなというふうに思っているのです。なぜかという、いかなる対策打っても、これがベストという結論は多分ないと思います。正直言いましてないと思うのですが、今心配なのは特に単身者で賃貸に入っている方、そして疾病を持っている方、やっぱりそういう部分多いのです。そこをいかに解決できるかということが1つの僕はポイントだと思うのです。そこをなくしていく、改善していくという部分、そのための施策というのは必ず必要でないかというふうに感じているのです。

例えばの話ですけれども、一例ですけれども、共同住宅ということで、高齢者の農村地帯も含めてということでシルバーハウスを建設していただきました。常時空きを待っているような、それだけ有用な住宅になっているというのは僕は評価したいと思います。そこになぜシルバーハウジングを20戸だったら20戸の評価しているかという、シルバーハウスであるけれども、見守りをしてくれるのです。共同の休憩所というか、ちゃんと専任といますか、見守る人がいて、朝、元気ですよだとか、玄関のドアノブに、元気ですよ、今日はいますよ、必ずそれを出してくれる。そういう体制というのは、デジタル化に向かおうとも、そういうコミュニティーの在り方というのは僕は一つの案として採用し

ていただきたい。

村は、どちらかという村営住宅も含めて今独身住宅も含めて、特に独身住宅、単身者用については民間誘導型で補助金を出してということが進んでいますけれども、そういう観点から見ると、なかなかそういう部分で改善策を図るという意味では村がもう少し単身者の、そういう部分の単身者というか、シルバー的なやつを補完事業をいかにしていただけるか、これは僕は期待したいというふうに思っています。

重複しますけれども、公営住宅の建設がどちらかという民間誘導型になっているということで、しつこいようですけれども、重複するようすけれども、これ前にも私ちらつと言ったことあると思うのですけれども、曙の公営住宅の建て替えのときにちらつと言ったような気がするのですけれども、単身者も含めて住宅が少ないのであれば、共同住宅にしない、公営住宅を。下に高齢者を入れて、高齢者なり疾病者なり入れて、そして2階建てにして、上に単身者の若い家賃がある程度減免されるような人たちを入れて混住社会つくるのも一つの手ですよと私ちょっと提案した覚えがあります。そういう部分というのは、一つの僕は参考になると思うのです。一応村がやれる施策として。

プラス、今村長も回答していただいたように、僕は最終的には、早期の発見というか、そういう部分だけでなく、人と人とのやっぱりコミュニティなのです。ですから、コミュニティナースについて説明ありましたけれども、どちらかという農村地帯へ今行っているよという説明もありましたけれども、これはいろんな方がいらっしゃる中で、単身者をどう把握して、どのような形なのかという部分をきちっと整理しないとこの事業というのは進まないと思うので、それらを整備を図る。その前提で、地域コミュニティ、行政区の方々をお願いして、状況判断も含めて情報収集するなりという部分が僕は必要でないかというのが1点。

それと、各行政区に独り住まいの方は結構いらっしゃいますので、そこは行政区の間におけるコミュニティの在り方、これはデジタル化だとかなんとかということだけでなく、やっぱり人と人との関わりをどう生かしてあげるか。嫌かもしれない。住民的に今は嫌な方結構いらっしゃる。配付物も多いだとか、軽減してくれと、前も出ましたよね。そういう部分あるけれども、やっぱりコミュニティなのです。人と人とのコミュニティによる支え合いというか、そういう部分が僕は絶対必要だと思うので、その点、ちょっと回りくどいことを言いましたけれども、いわゆる高齢者単身向けというか、高齢者というか、疾病者も含めて60歳以上のそういう必要とする人たちの把握をまずどう図っていくのか、それに対する対応として僕は提案しているけれども、これ一つの事例ですので、こういうシルバーハウスのような見守りをきちっとできる。一人の方が今やっているのですけれども、必ず集会所や何かで毎週水曜日だとか、おやつのあるよとかというような対応をしたりという、それも一例となるので、公営住宅の在り方も含めて一度十分検討していただいて、それを遅滞なく実施するという形に僕は持って行っていただきたい。それプラス、やっぱり地域コミュニティ、行政区の在り方についてしっかり構築していただき

たい。そういう部分の重要な案件ですので、それらについて十分行政からの進めを含め、行政区の力を借りていただきたいというふうに思っていますけれども、その点の見解について、最後でございますけれども、ご回答願いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 おっしゃるとおりであります。コミュニティーというか、そういう人のつながり大切にして、以前松橋議員さんからも、昔からの日本に残っている伝統的な人のつながりのそういうのは全国各地にあるのだと、そういうところを見習ってそういうことも構築したらどうだというふうなお話があって、私もそのときにご回答したときには、全くそのとおりでありますというような返答をさせていただきました。

今ご指摘のとおり、実際に孤立死の場合、シルバーハウスの支援員の方が関与された例がありました。支援員の方が行ってきて、気にかけてくれて、それで発見が早期にできたということであったのですけれども、そのときはもう既にお亡くなりになられていたというような状況がありますけれども、そういう支援員の方がいる。これは生涯活躍のまちの関係もありますけれども、自分としては山田ドクターとも話していますけれども、できるだけ早い時期に、障害者等を含めたグループホームというのですか、そういう支援員がいる形で、高齢者も、そして障害を持った方たちも安心してこの村で本当に働いて暮らせるような、そういうものをきちんと造らなければいけないということで、その辺少しまだ構想の段階から遅れているところもありますけれども、これは私の命題として、村長になったときからそう思っていますし、村長になりたてのときに、今でも思い出しますけれども、老老介護の方とか見えられて、村長、おまえ分かっているかと、年寄りが年寄りを、自分だって持病があつてままならないと、そういう中で面倒見なければいけないし、そして自分のほかにももっと困っている世帯がいっぱいあるのだと、知っているかと、そういうところに光を当てるといふか、施策をきちんと具体的にやるのが村長としての役割だろうと、行政としての役割だろうと。

まさに前回の松橋さんもそうですけれども、安村さん今日ご指摘されたところ、私は本当に肝に銘じなければいけないし、これはもう待たなしの状況ですので、緊急事態というふうに質問の中でおっしゃいましたけれども、私も緊急事態だと思っています。だから、孤立死、孤独死というものを未然に防止するということについてのコミュニティーの確立とか、支援員つきの形のグループホームとかハウスとか、今シルバーは足りないわけですから、入居者希望が多くてというようなこともありますし、そういう体制をきちんと人とのつながりを大事にしながらつくっていくということです。

その上に、コミュニティーナースは、これはアナログですけれども、そういうようなつながりを扶助してもらえるところとか、あるいはデジタル化というところもありますけれども、そのことを総合的に含めて具体的な施策をしっかりと前に進めていかないと、本当にご指摘のとおり、今年に入ってからこれだけの数の方が亡くなっていますから、これは異常事態です。だから、そういう面ではしっかりと受け止めて、見守り体制の強化とか、そう

いうものにしっかり取り組んでいきたいという決意を述べさせてもらって答弁に代えさせていたいただきたいと思います。

以上であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 村長、期待しています。また頑張ってください。

それでは、次の質問に移らせていただきます。よろしくお願ひします。農業者への諸資材高騰に対する支援対策についてご質問させていただきます。

新型コロナウイルスの蔓延による消費動向の低迷に加え、逼迫する国際情勢下の中にあつて、農業の生産基盤の基本となる生産資材等の高騰は経営を圧迫することは必然であります。生産資材の多くを輸入に頼っている我が国にとって、燃油、肥料、飼料などの価格高騰は農業経営継続への死活問題であります。本村の基幹産業である農業は、安心、安全な農畜産物の生産と生産コスト低減を図るため、堆肥の造成、緑肥の導入、輪作体系の遵守など、農業者のたゆまぬ努力により成り立っています。そのような中にあつての諸資材高騰は、農業者の経営継続に大きな影響を及ぼすとともに、経営が成り行かない事態に直面され、農業者の不断の努力だけでは解決できない事態となっております。

加えて、日本特有の価格システムを反映してなのか、農畜産物価格へのコスト吸収、これ極めて厳しい実態にもあり、この状況が続けば農業戸数、従事者は間違いなく減少することとなります。将来に向けての自給率の向上対策は当然のこと、農業者が希望を持って営農を継続可能にするためにも、国、道への対策要請による現状打開を図るとともに、本村農業の実情を踏まえ、村独自のきめ細かな対策を講ずることも重要であると思われますが、村の独自支援対策について村長の見解をお示しいただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの農業者への生産資材高騰に対する支援についてのご質問にお答えいたしたいというふうに思います。

議員さんご指摘のとおり、安心、安全な農畜産物の生産、生産コストの低減に向けまして日々たゆまぬ努力を尽くされておられます村内農業者の皆様に対しましては、心からの敬意を表するところであります。現在生じている諸資材高騰という緊急事態に際しましては、真摯に対応してまいりたいというふうに考えております。現在肥料におきましては、深刻化するウクライナ情勢、中国の輸出規制、穀物価格の上昇などにより肥料原料の需要が逼迫し、尿素やリンアンなど主要輸入原料が高騰するとともに、円安進行の影響もありまして、価格のみならず、原料の調達面も含め非常に厳しい状況下にあることが伝えられております。ホクレンにおいては、令和3肥料年度対比78.5%の値上げを発表されているところであります。このような化学肥料の高騰は、平成20年にも発生しているところであります。

また、配合飼料につきましても、原料となる穀物価格が干ばつによる不作などの影響や

中国での配合飼料の需要が急速に拡大していることにより、急上昇している状況にあるところであります。このようなことから、配合飼料に対しては配合飼料価格安定制度による補填金が異常補填、通常補填ともに発動されている状況にあります。想定外の価格高騰により、令和4年度第1四半期の給付におきまして各補填金の基金が枯渇をして、異常補填基金が急遽積み増しされる事態になっております。

このような動きもある中で、村といたしましてはまず新型コロナウイルス感染症拡大による牛乳、乳製品の消費の落ち込み、輸入飼料の高騰などにより販売、経費の両面から影響を受けている酪農家及び販売収入に占める飼料費の割合が高い養鶏業について、本定例議会において皆様方の議決を得まして、酪農飼料価格高騰対策事業助成金を交付すべく補正予算を提案させていただき、ご承認をいただいたところであります。また、現在国におきましては、肥料価格高騰対策事業として、今年の6月から10月までに注文した本年秋肥、令和4年11月から令和5年5月までに注文した来年春肥を対象に、化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費等についてその7割を支援金として交付することとしております。北海道におきましては、化学肥料購入支援金給付事業として、令和4年6月から令和4年12月までに1トン以上発注し、令和5年5月までに納品された化学肥料1トンにつき3,125円を上限に給付することとされております。また、これ以外においても、国におきましては肉用子牛奨励金制度の見直し、新たな酪農緊急対策が講じられる報道もされているところであります。

これらの国や道などからの支援策を活用することにより資材高騰の影響をどれだけ抑えることができるかというのは非常に厳しいところもありますけれども、また議員さんがおっしゃるように、農畜産物価格へのコスト転換が極めて難しい状況があるという実情でありますので、今後の持続的な農業経営はますます厳しい状況になるというふうに考えられます。長きにわたり築かれてきたこの更別農業を継続できるように、さらなるJAさらべつさんなどの関係機関の皆様と協議を進めていくことが必要であるというふうに考えております。

ご質問にある村独自の支援対策につきましてですけれども、まずは国や道の支援策について適正に対処していきまして、その上で不足する部分、あるいは生産者の方のご意見等も十分にお聞きする中で、何をすることが今必要で効果的なのか、また過去の事例も参考にしながら、資金機関との協議を重ねて有効な対策を考えて、必要に応じて実施をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ただいまご回答いただきましたけれども、基本的には今早急にできる対策の手だてとしてという説明もありました、申し訳ないですけれども、どちらかというところ、道の動向を見ながらということが主体の回答になっていて、ちょっと寂しい気がします。

基本的に畑作の肥料関係でございますけれども、農協の取引、少し実績ということで調べさせていただいて、教えていただきました。令和3年については、肥料年度、令和3年の実績としておおむね17億円の取引実績があるということでお伺いしています。これは、御存じのように農協の配合肥料、農協独自の土壌分析に基づいて、それぞれに見合った肥料配合をするということで、これは農配と言われているのですけれども、農協配合肥料ということなのですけれども、その実施によりかなりコスト低減が図られている実態にありながら、17億の実績があるということでございます。

現状での説明もいただきましたけれども、原料価格、調達に至っては既に1.8倍という価格高騰推移にあります。まだ最終価格決定がなされていないので、円安、国際情勢からさらに高騰は避けられないというふうに私は見ております。そうすると、現状での試算として、供給量の17億掛ける1.8倍でございますので、基本的に来年度に向けての肥料費は30億を超えるという単純試算になります。北海道が今説明ありましたように対策を打ち出している構造対策、総体で20億円確保したということでございます、そのうち化成肥料による支援としてということでトン3,125円の支給を考えているということです。

ちょっと説明しないと難しいかもしれないですけれども、はしよりますけれども、化成、化学肥料と農協がやっている配合肥料という部分、観点がちょっと異なりますので、単純計算に今道が提唱している化学肥料、化成肥料ということに限ってしまうと、これ逆算していくと、申し訳ないけれども、推定ですけれども、更別村の恩恵は3,000万から4,000万ぐらいしか該当しないという形になる。多分これは全て該当させていただけるということで、思いも含めてそれ言葉を発しますけれども、単純計算で化成だ、化学肥料だという置き換えをしてしまうとちょっと恩恵が少なくなるのかなというふうに思っています。

国においても肥料高騰対策として高騰額の70%を補填するというところでございますけれども、あらゆる対応からの対策を逆算しますと、おおむね2億から3億円程度の補填金というか、交付金になるのでないかなというふうに推測しているところであります。逆算して、それらを全てやるとマックスで2億3,000万から3億ちょっとぐらいの支援を得れるという形でございますけれども、推定で30億円の来年度の費用を差し引いても、どう考えても10億以上の経費の増大がなされるということです。これ何とか対策、ある程度早めに対策の方針を打ち出してほしいなというふうに考えているところでございます。

これらに対して、畑作についてはそういう現状にあるのだということをおきながら進めていただければ、対策を考えていただければありがたいと思います。この点についての対策案については、後ほどまた検討したいと思っております。

酪農でございますけれども、既に搾乳牛に対してということで対策を打つということで補正予算で通らせていただきました。その時点で同僚議員からもある程度搾乳牛だけかというご指摘がありましたけれども、基本的に搾乳農家35戸、生産乳量は2万6,000トン、個体牛の頭数が4,800頭強、非常に減っています。生産者戸数も減っているけれども、飼養頭数も非常に減っています。搾乳頭数が2,694頭ということでございます。これからの後継牛

も含めての育成牛が2,113頭という実態にあります。加えて、黒毛和牛については総体で現状1,476頭、繁殖牛が742頭、素牛が603頭、経産牛、肥育素牛という形で続きますけれども、基本的にこれらの農家の最終的には収入源の部分でありますので、まして餌を供給しないとなかなかいい個体が発生しない、あるいは後継牛にもならないということでもありますので、その点は十分配慮しながら村としての対策を何らかの形で講ずるべきでないかなというふうに思っています。

乳代について、既に皆さん御存じのように、新聞紙上でキロ10円、生乳で上げたといいますけれども、これについてはちょっと補足説明させていただきますけれども、北海道はプール乳計算とあって、本州と違って生乳と加工乳の単価が違うわけですし、それらに対して生乳に対して10円上げると言っているだけであって、北海道はどちらかというと加工乳量の比率がすごく高いという現状があります。これは、昔ながらに打開されておりません。そうすると、プール計算してしまうと、10円上げていますといいながら、実質的には、単純計算ですけれども、3円程度くらいしか上がっていない、キロ当たり3円くらいしか上がっていないという実態にあります。飼料がこれだけ高騰してきているという部分考えると、それはコロナ禍の中にあって基本的には乳量をどこまで搾っていいかという、そういうプラスアルファの課題も残るのですけれども、そういう実態にあるということだけはご認識いただきたいというふうに思っています。

既に酪農家については飼料高騰対策として政策金融公庫資金であるセーフティーネット資金、これ今年の4月に1億5,000万ほど借入実績があります。これは5年間無利息となっていますけれども、返済義務が伴っているという形になります。基本的に飼料については、回答の中にも、前段の補正の中でも産業課長から説明ありましたが、飼料代の生乳生産農家からして乳飼比率であるのです。経営分析において重要とされる。乳代から飼料代を割り返したときにどれだけの費用をかけられるのだという指数があるのです。私の学んだときは、おおむね認識して35%程度、今多分現状は38、産業課長説明いただきましたけれども、38%くらいいっているのです。飼料代の限月格差というか、いわゆる月格差もあるから多少のずれはあると思うのですけれども、おおむね38%くらい今いっているのです。あとの62%が機械費であったり、経費であったり、いろんな分で賄っていくという形なので、ここが酪農家経営の損益分岐点というか、そういうふうに言われてきた経緯があります。それが直近では、産業課長も説明ありましたが、私が農協に確認したところ、直近では47.1%になっています。47.1%です、現状。これ半分近くの飼料代ではもう経営できないです、はっきり言いました。これ何とか国の対策も含めて、コロナ対策も含めてということでもありますけれども、いま一度見直した中でもう一度再構築して、更別村の地域に合った対策というものを村長、やっぱり明確に示すべきではないかというふうに思っています。これは、本当に喫緊の課題だというふうに思っています。

それらを含めた中で、説明ありましたように国は配合飼料の輸入価格を一定基準上回った場合に補填しますと、いわゆる激変緩和措置ということで、北海道は搾乳牛1頭当たり

おおむね7,200円ぐらいの交付金、これからなると思うのですけれども、道、国の対策として出るのであれば、これではちょっとおぼつかないというような危機感がございます。

ちょっと長くなりましたけれども、それらを含めて村長、農家の肥料対策、あるいは酪農家さんの後継牛、育成も含めてそれらの対策、あるいは和牛の、大事なうちの資源ですので、今大切な生産資源になっていますので、それらを下支えするという意味からも独自対策というものをきちっと僕は打ち出すべきだというふうに考えておりますけれども、いま一度その所見についてのご説明をお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 さすが安村議員さんで、本当に頭が下がります。そういう数値のところの部分ももっともっと勉強しなければいけないなというようなところもあります。緊急事態であることについては私も認識しています。国へのそういう要請もやっていくべきだというような話がありまして、7月の28日には十勝の町村会の理事として農水省に行って、武部副大臣、平形農産局長、青山農村振興整備部長、渡邊洋一畜産局長を訪れまして、今言われた内容について、特に酪農関係が主流になっている町村の首長からも話がありました。このままでは立ち行かないのだと、だから小手先の支援だけではこれとはとてもではないけれども、経営維持することはできない。それは、生乳関係者というのですか、酪農だけではなくて畜産も今肉牛とか子牛の部分も大変な状況になっていますから、飼料価格とか。そういうこととかも含めて、あと畑作も含めて全般的にそういう影響が、資材の高騰とか肥料、飼料の高騰が如実に影響しているのだと。その一方で食料自給率を上げるとか、いろんなことを言っているけれども、それはその部分の根幹をしっかりと解決しないでおいて、それは本末転倒ではないかというような話もあって、かなり厳しく農水省の中でお話してきて、私も村の現状についてはある程度把握している部分については、本当に厳しいのですというような状況を、村も独自で考えますけれども、国も一生懸命やってほしいということと、道はこの間知事来ましたけれども、それに関連する視察も行っていったようですので、その部分についてもしっかりと対応していただきたいなというふうに思っております。

この間の課長会議ですか、昨日か、会議の中で指示をしました。新しく、この間赤池副大臣が来たときに、国としてはこの事態に対して大型の補正を今検討しているのだと、近々発表されるかもしれないというようなことで、これについて準備をしておくよというような話もちらっとお話を伺ったのですけれども、今9月9日時点で内閣地方創生推進室から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食品価格高騰重点支援地方交付金を創設するというので、新たな規模で6,000億ですか、新たにコロナ物価予備費、追加枠4,000億円、それと既定の予算の2,000億円を都道府県及び市町村に配付をするというようなことで、企画課のほうとかいろんな部分で試算もしていただいています。

ある程度のまとまった支援金は入るのではないかとはい思っていますけれども、

この部分について事業者支援という部分がありまして、農水産業における物価高騰対策支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料の転換に向けての地域内資源を活用する独自の取組などの支援ということで、この部分も含まれますということで、総体的に各分野含めてこういうことがされまして、各課長には速やかにどういう部分が今しなければいけないのかということを経営関係も含めまして指示をしました。洗い出して、そしてこれについて積極的に活用して、できれば私としては、国や道の支援もありますけれども、村独自としてそれに上乗せするとか、あるいは村の農業の経営体の中に、今安村議員さんもありましたけれども、特徴的な部分であるところの部分のまだ手が届いていないところの部分をしっかり支援できるような体制を整えていかなければいけないということと、年内にそれは実施をしていかなければならないというふうに考えております。

J Aさんとも今課を通じて詰めて、協議はずっと、今回提案した内容についても4月から、去年の12月から危機感持っておりましたので、速やかに実施ということで9月の補正になりましたけれども、その部分スピード感を上げて、生産者の方々のご苦勞が大変な状況になっているということ把握しておりますので、速やかにそういうような部分のメニューを決めて、そして支援できるような体制を取っていききたいというふうに思っております。

状況としては本当に逼迫した状況にあるということで、このままいけば本当に経営が立ち行かなくなるということまでお話をされておられる生産者の方もいましたし、ついこの間もいろんな収穫の時期で、市場価格とか、今年の歩留りとか、いろんなお話もさせていただきましたけれども、聞かせていただきましたけれども、まだまだ安心できるような状況ではないというようなお話がありましたので、速やかに村長、何とかしてよというような話がありましたので、そういうような声にしっかりと耳を傾けながら、施策をしっかりと実施していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 これからの状況も踏まえてという、村長としては慎重な答弁せざるを得ないというのは十分理解できます。ただ、肥料については、ちょっとまとめたいと思うのですが、肥料については化成肥料、化学肥料という部分の押さえ方、それと通常の使用量から何割か軽減しないと駄目だという、何か条件的なものばかりがついてということで、ちょっとその解釈が難しい部分あるのですが、先ほど申し上げたとおりポイントとして、今多少の該当にはしていただきたいということも含めて、該当になるだろうという前提でもありますけれども、今心配されているのは、更別のJ Aの農配という配合肥料が主流を占めています。全体の中の大体7割ぐらいが配合肥料を使っていたという形です。これの対策がもし、化成肥料、化学肥料にシフトしてという条件になってしまうと、なかなか全額が補助対象にならないという部分も正直言ってちょっと危惧し

ています。その点があるのであれば、ぜひとも、これ全体的に農協が農協の工場で作っている肥料ですので、総体数分かりますので、それに対しての独自対策は図っていただきたいと、これは要望しておきます。それであれば、ある程度の対応が見えてくるのかなと。

ただし、原料自体が調達非常に難しいと各メーカー言っております。多少何名かに確認したのですけれども、原料調達自体が、価格ではなくて原料調達が難しいという現実があるということをこうこうと私に説明していただきました。どうなるか分からないという部分ありますけれども、仮に為替レートがこれからどうなるかは別にしてでも、そんなにそんなにこれから下がっていくということはちょっと考えづらいことを考えると、原料調達も厳しい。ほかの方法も考えなければならぬことも必要になってくるかもしれないですけれども、当面として今数量的にも確認できて、秋の春に向けての配合肥料、農配がこれから11月から実施されますので、それに向けてぜひとも幾ばくかの村独自の助成ということを考えていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

酪農、畜産関係ですけれども、これは本当に今の施策は搾乳牛に対しての施策しか出てきていません。今ぬれ子も含めて暴落しています。販売できないような状況です、正直言いまして。家畜市場がまずぬれ子や何かの取引が成立しないような状況、これからも続くでしょうけれども、現実に出てきています。というのは、価格の低迷だけでなく、搾乳できない。搾乳量も限定されている。そして、後継牛を持っていても仕方ない。餌代もかかる。やっぱり酪農家の心理として、ある程度身近なものの個体を減らして身を楽にしたいという部分もあると思います。これでは将来的な酪農経営を考えたときに決していい方策だというふうに思えませんので、後継牛も含めてという形の対策しっかりと、それは国、道がこれからどう打ち出すか分かりませんが、まず今は搾乳牛に限定しての支援ということでありまして、そこは早めに村独自の対策としての提案をいただきたいというふうに思っています。全部が全部というわけにいかない部分ありますので、後継牛だとか、1頭当たりだとか、あるいは和牛生産者の育成牛なりなんなりという限定でも構いませんので、そういう思い切った施策出していただきたいというふうに思いますので、その点いま一度、最後ですけれども、ご回答いただければありがたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 私もこれまでの農業新聞、課長にお願いして全部目を通して、安村さんは相当プロですので、私もしっかり現状を把握すると同時に、今施策とかどういうふうになっているかという動向についても、この間松橋議員さんちょっと指摘もありましたけれども、酪農だけではないのだと、畜産、和牛についても今ちらっとお話ありましたように、農業新聞見ると価格が低迷しているという、市場価格とか、あるいは資材費とか、やっぱり大きな影響が出ています。

だから、今何とかしないとどうしようもならないということで、この間国へ行ったときもそういえばお話ししていたのは、条件つけないでくれという話がありました。今まででも減農薬とか化学肥料の使用量の割合とか、努力していないわけではないのだと、だから

今やっている以上にこれ以上にやれという計画を出すとか、そういうようなチェックポイントですか、項目に、それはないよねというような話も生産者からも聞いています。ではなくて、今現実に大変な状況になっているのですから、その部分でしっかりと手当てをしてくださいと。本当に日本の食料を守る気持ちがあるのだったら、やっぱりそこはしっかりやってほしいということを強調もされましたし、我々もそういう話をしてきました。かといっても、いろいろな諸条件等あって、いろいろあるのですけれども、それは農協さんとか手分けをしながらしっかり支給できるようにしたいと思います。

農配という話もありましたので、私もその辺の部分今すぐにまた調べさせていただいて、その部分についての支援とか、農協さんとちょっと協議をしながら、できないかというようなことと、12月ぐらいに今年の収穫の度合いがはっきりしてきますので、ちらほらとはちょっと聞いているのですけれども、よくても昨年並みではないかという話も聞いたところがありますし、圃場によってばらつきがあるのだというような話もありました。だから、その部分の畑作の方についても支援策をしていかないと、これは本当に公平性というか、そういうものを欠くということになりますし、今の農業全般を各分野隅々まで見通して支援をしていくということが大切だというふうに思っています。危機感とスピード感を持って、しっかり具体的な支援ができるように直ちに取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○6番安村議員 この高騰対策というよりも、畑作の支援と酪農家支援、なるべく早めに具体策を持って提案してください。お願いします。

以上で終わります。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第8 議員の派遣の件

○議 長 日程第8、議員の派遣の件を議題といたします。

議員の派遣については、お手元に配布しましたとおり、南十勝町村議会議員研修会及び2村議会議員交流会に全議員を派遣いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布しましたとおり、南十勝町村議会議員研修会及び2村議会議員交流会に全議員を派遣することに決定しました。

◎日程第9 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第9、閉会中の所管事務調査について、産業文教常任委員会から農業者における生産資材等高騰に関する現状と今後の対策について、議会運営委員会から議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、閉会中の所管事務調

査について調査したい旨、委員長より申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて令和4年第3回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午前11時36分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4年 9月20日

更別村議会議長

同 議員

同 議員